

第3期

西東京市国民健康保険

特定健康診査等実施計画

平成30(2018)年度～35(2023)年度

平成30年3月

西東京市

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1. 計画策定の背景..... | 1 |
| 2. 特定健康診査等の基本的な考え方..... | 1 |
| 3. 計画の位置づけ..... | 2 |
| 4. 計画の期間..... | 2 |
| 第2章 西東京市の現状..... | 3 |
| 1. 西東京市の概要..... | 3 |
| (1) 西東京市の人口の推移..... | 3 |
| (2) 西東京市国民健康保険の加入状況..... | 5 |
| 2. 医療費の状況..... | 6 |
| 第3章 第2期特定健康診査等の取組み状況について..... | 8 |
| 1. 特定健康診査の実施状況..... | 8 |
| 2. 健康行動・受診行動の分析..... | 16 |
| 3. 特定健康診査受診率向上のための取組みとその結果..... | 18 |
| (1) 周知・啓発..... | 18 |
| (2) 未受診者勧奨..... | 18 |
| 4. 特定保健指導の実施状況..... | 19 |
| (1) 実施状況..... | 19 |
| (2) 未実施者勧奨..... | 20 |
| 5. 特定健康診査等の実施課題のまとめ..... | 21 |
| 第4章 第3期特定健康診査等の実施目標..... | 22 |
| 1. 特定健康診査等実施目標..... | 22 |
| 2. 目標達成に向けた推進策..... | 23 |
| (1) 特定健康診査受診率向上施策..... | 23 |
| (2) 特定保健指導実施率向上施策..... | 23 |
| 第5章 第3期特定健康診査等の対象者..... | 24 |
| 1. 特定健康診査の対象者数..... | 24 |
| (1) 特定健康診査の対象者..... | 24 |
| (2) 対象者数の算定..... | 24 |
| 2. 特定保健指導の対象者数..... | 25 |
| (1) 特定保健指導の対象者..... | 25 |
| (2) 対象者数の算定..... | 25 |
| 第6章 第3期特定健康診査等の実施方法..... | 26 |
| 1. 特定健康診査の実施方法..... | 26 |
| (1) 実施場所・実施時期..... | 26 |
| (2) 実施医療機関..... | 26 |

| | |
|---------------------------------|----|
| (3) 実施項目 | 26 |
| (4) 特定健康診査受診の費用 | 27 |
| (5) 周知・案内方法 | 27 |
| (6) 受診方法 | 27 |
| (7) 健診結果の通知方法 | 27 |
| 2. 特定保健指導の実施方法 | 28 |
| (1) 実施体制 | 28 |
| (2) 実施内容 | 28 |
| (3) 実施方法 | 28 |
| 3. 代行機関 | 28 |
| 4. 特定保健指導対象者の重点化 | 29 |
| 5. 年間スケジュール | 29 |
| 第7章 個人情報保護 | 30 |
| 第8章 特定健康診査等実施計画の公表・周知方法 | 30 |
| 第9章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し方法 | 30 |
| 1. 基本的な考え方 | 30 |
| 2. 評価方法 | 30 |
| (1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率 | 30 |
| (2) 特定保健指導対象者の減少率 | 30 |
| (3) その他（実施方法・内容・スケジュール） | 30 |
| 第10章 その他 | 31 |
| 1. 他の検診との連携 | 31 |
| 2. 実施体制 | 31 |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし現在、急速な少子高齢化や国民の意識変化等により大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにすべく、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、健康と長寿を確保しつつ、医療費増加の抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防が重要な取り組みとして求められるようになりました。「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に基づき、40歳から74歳を対象に糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査(特定健康診査)の実施、そして、特定健診の結果から保健師等専門職による支援が必要である者に対して行う保健指導(特定保健指導)が義務付けられました(以下、特定健康診査及び特定保健指導を「特定健康診査等」という)。

本計画は、本市の特定健康診査等の実施方法に関する基本的事項を提示し、実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものになります。

なお、西東京市では、平成23年に健康都市宣言を、そして、平成26年7月に、世界保健機関(WHO)西太平洋地域事務局の呼びかけにより創設された健康都市連合に加盟しました。これは都内多摩地域の自治体では初めての試みです。

これからも西東京市では、こころやからだの「健康」はもとより、地域やまち全体の健康を皆様と共に考え、支え合うまち『「健康」応援都市』を目指します。

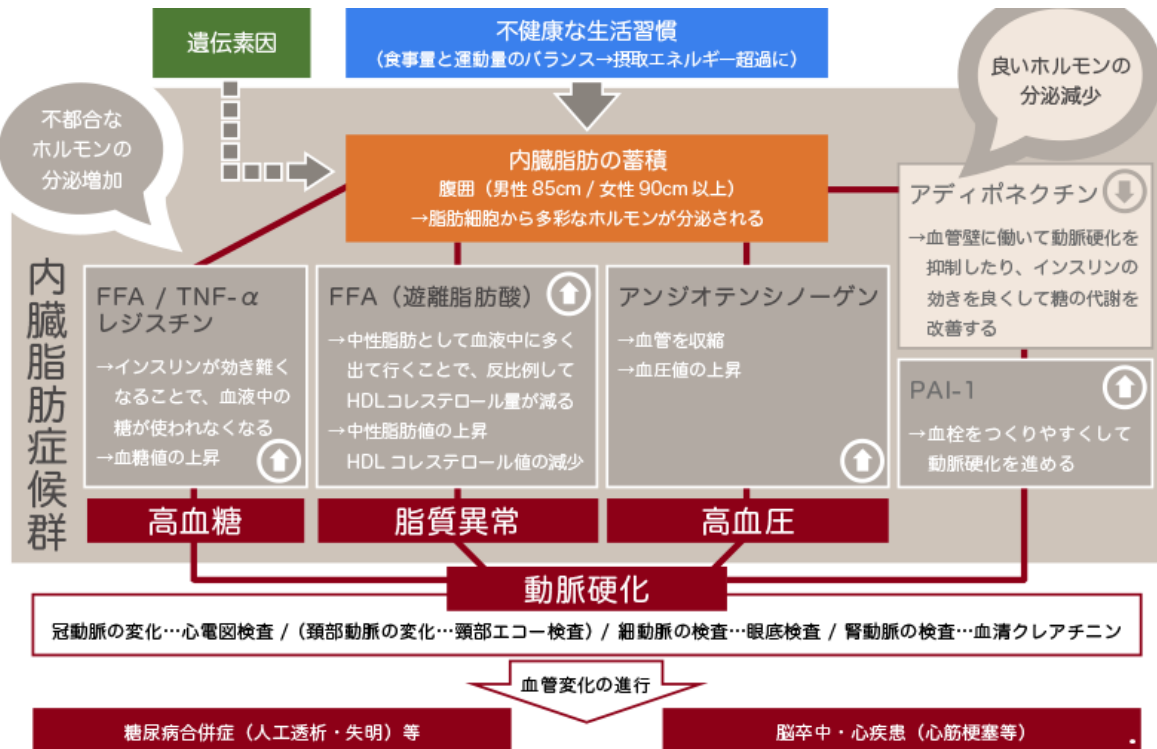
2. 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査等は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査等を行うことにその特色があります。

不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣によって内臓脂肪が蓄積されると、高血糖や脂質異常、高血圧などのリスクが高まり、生活習慣病を引き起こすとともに動脈硬化により血管変化が進行します。さらに、これらの疾病が重症化することにより、糖尿病合併症による人工透析・失明・脳卒中や心筋梗塞等の心疾患の疾病に至り、要介護状態や生命の危険につながります。

特定健康診査を定期的に受診することにより、自らの生活習慣を見直す機会を提供するとともに、生活習慣病になる恐れの高い人に対しては保健指導を行い、その要因となっている生活習慣を改善することによって生活習慣病の発症や重症化を予防します。

■メタボリックシンドロームのメカニズム



資料 厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「メタボリックシンドロームのメカニズム」より

3. 計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条第 1 項及び「特定健康診査等基本指針」に基づき、西東京市国民健康保険が策定する計画です。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度～平成 35 年度の 6 年間とします。
また、策定後は、実施状況について毎年評価を行います。

■計画の期間

| 平成20年度～平成24年度 | 平成25年度～平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1期計画 | | | | | | | |
| | 第2期計画 | | | | | | |
| | | 第3期計画 | | | | | |

第2章 西東京市の現状

1. 西東京市の概要

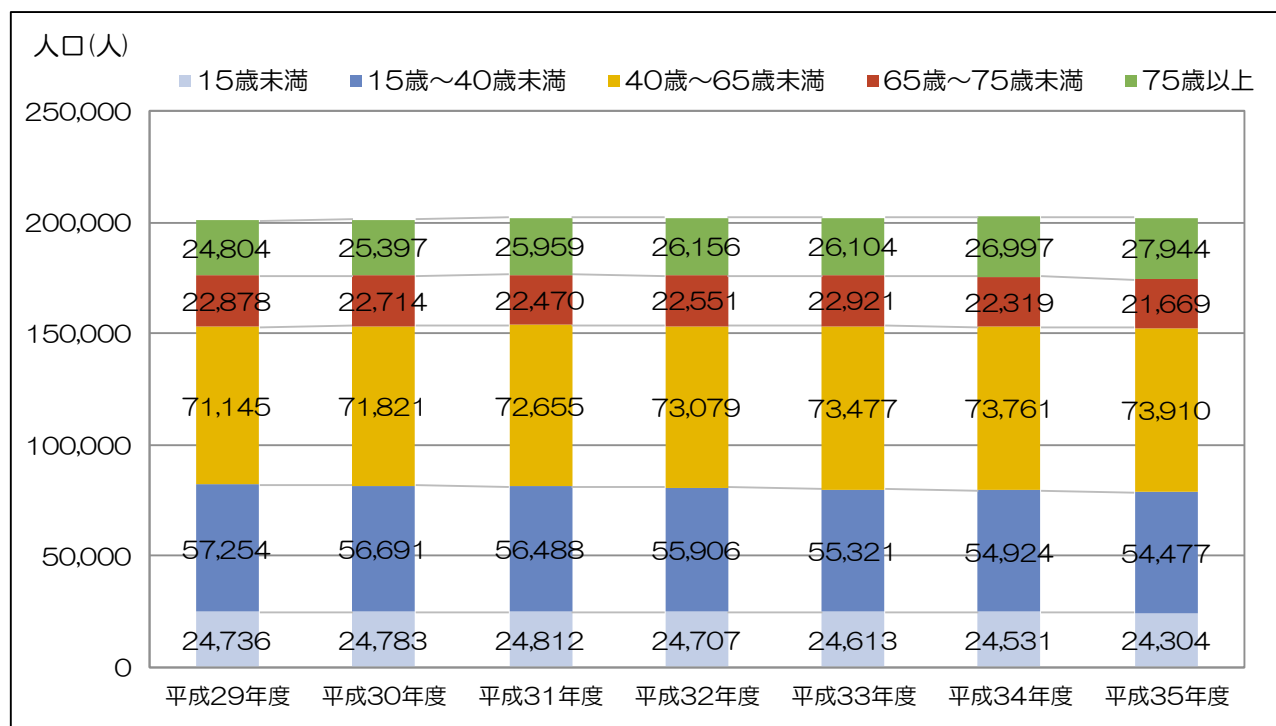
(1) 西東京市の人口の推移

平成29年度から平成35年度までの人口の推移を、下記の表に示します。

本市の人口は、平成29年10月1日で20万817人となっており、平成35年度には20万2,304人になると想定されます。

■人口の推移

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 15歳未満(人) | 24,736 | 24,783 | 24,812 | 24,707 | 24,613 | 24,531 | 24,304 |
| 15歳～40歳未満(人) | 57,254 | 56,691 | 56,488 | 55,906 | 55,321 | 54,924 | 54,477 |
| 40歳～65歳未満(人) | 71,145 | 71,821 | 72,655 | 73,079 | 73,477 | 73,761 | 73,910 |
| 65歳～75歳未満(人) | 22,878 | 22,714 | 22,470 | 22,551 | 22,921 | 22,319 | 21,669 |
| 75歳以上(人) | 24,804 | 25,397 | 25,959 | 26,156 | 26,104 | 26,997 | 27,944 |
| 合計 | 200,817 | 201,406 | 202,383 | 202,399 | 202,436 | 202,532 | 202,304 |

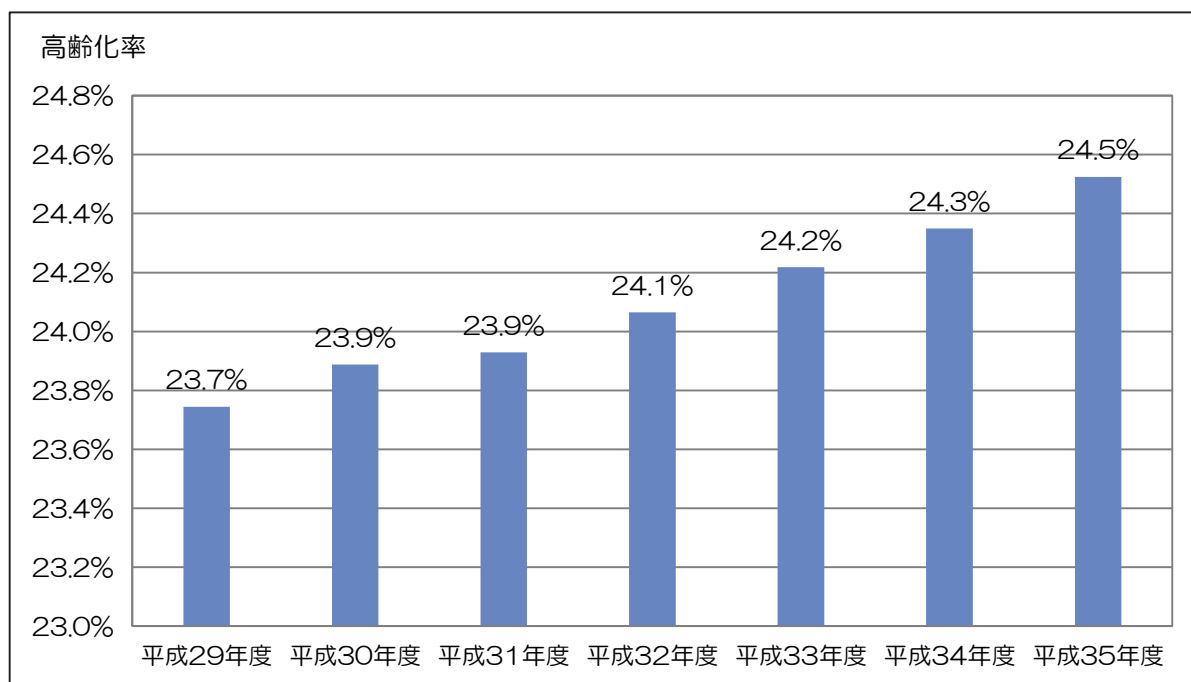


※西東京市人口推計調査報告書（平成29年11月）より

65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は、平成35年度には24.5%になると想定されます。

■高齢化率の推移

| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 23.7% | 23.9% | 23.9% | 24.1% | 24.2% | 24.3% | 24.5% |



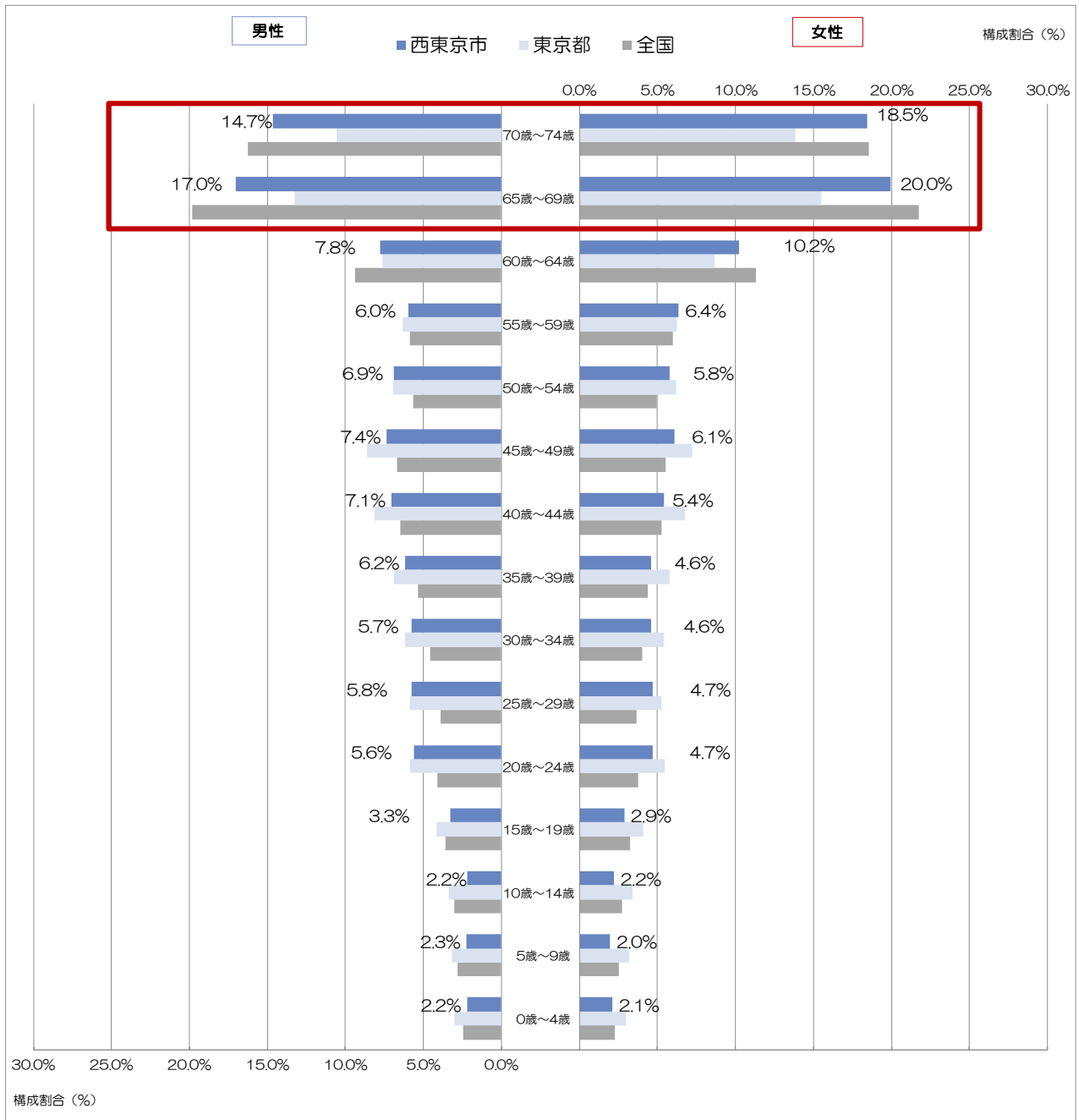
※西東京市人口推計調査報告書（平成29年11月）より

(2) 西東京市国民健康保険の加入状況

国民健康保険加入者数は4万6,132人で、市の人口全体に占める国民健康保険加入者の23.1%を占めています。

本市の国民健康保険被保険者の構成割合をみると、男女ともに65歳以上の割合が高くなっており、東京都と比較すると、65歳以上の割合が高くなっています。

■男女別・年齢階層別被保険者数構成割合



※ 国保データベース (KDB) システム 「人口及び被保険者の状況」より

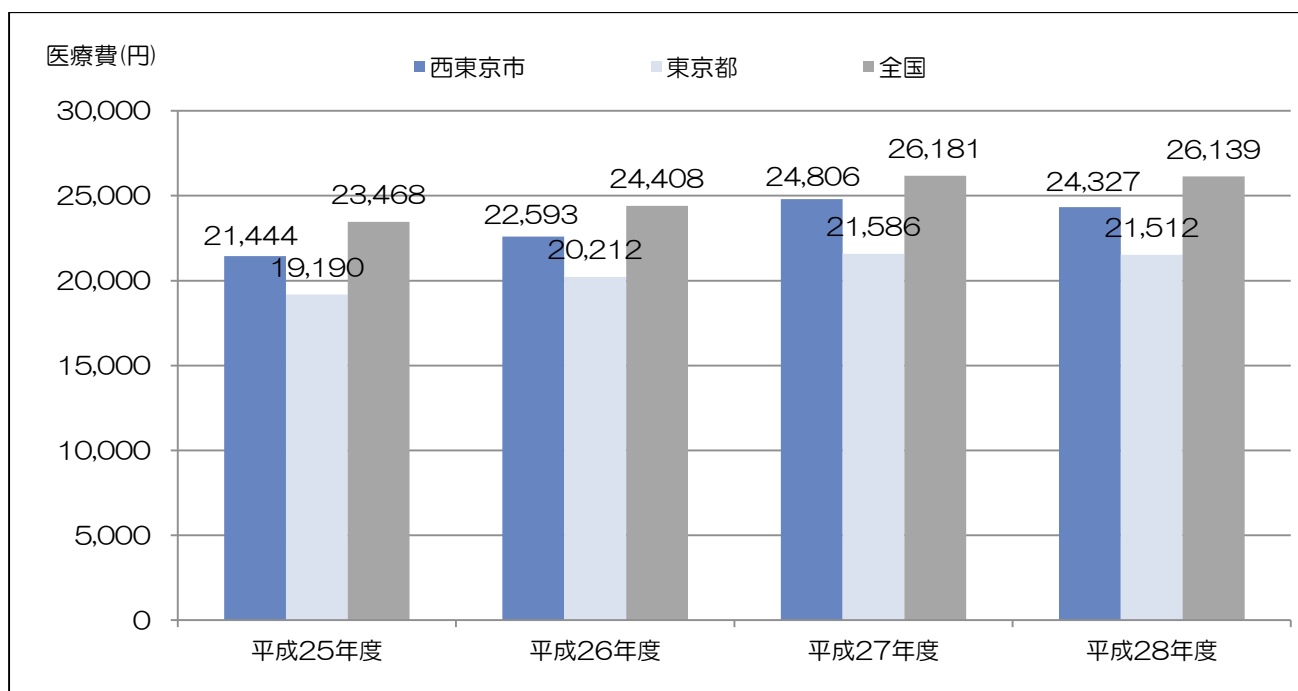
2. 医療費の状況

被保険者一人当たり医療費は、高齢化の進展及び医療の高度化により年々上昇し続けており、平成25年度と平成28年度を比較すると、約2,900円増加しています。東京都及び全国と比較すると、全国より低くなっていますが、東京都よりは高くなっています。

■被保険者一人当たり医療費(月額/人)の推移

| 年度 | 西東京市(円) | 東京都(円) | 全国(円) |
|--------|---------|--------|--------|
| 平成25年度 | 21,444 | 19,190 | 23,468 |
| 平成26年度 | 22,593 | 20,212 | 24,408 |
| 平成27年度 | 24,806 | 21,586 | 26,181 |
| 平成28年度 | 24,327 | 21,512 | 26,139 |

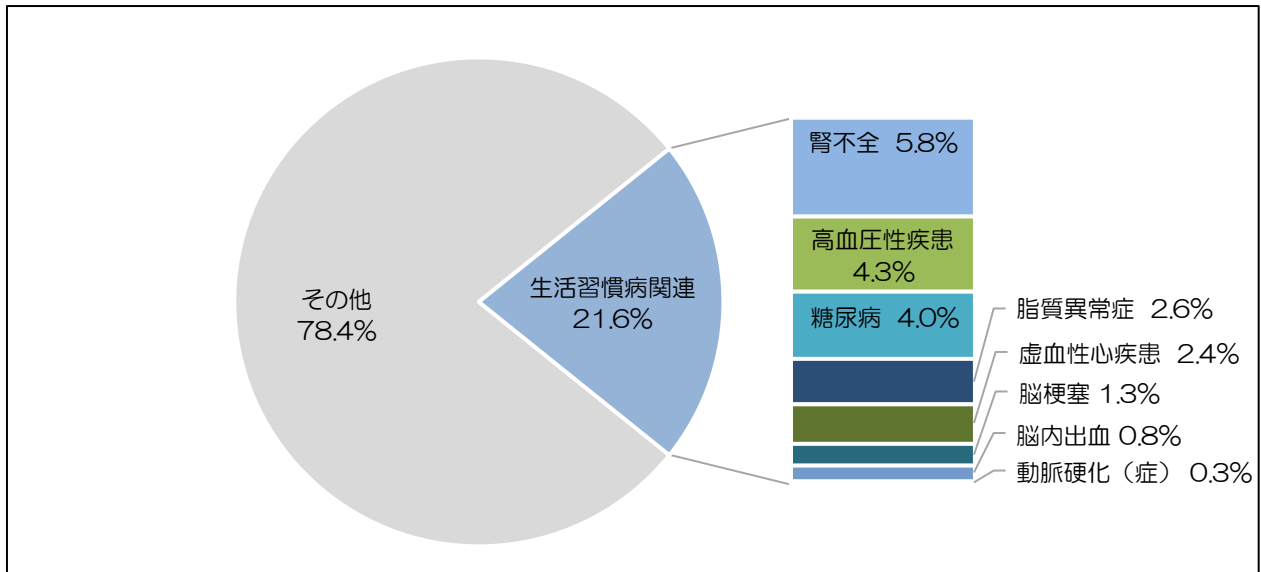
※ 国保データベース(KDB)システム 「人口及び被保険者の状況」より



※ 国保データベース(KDB)システム 「人口及び被保険者の状況」より

生活習慣病に関する医療費は、医療費全体の21.6%となっています。生活習慣病の中では、腎不全、高血圧性疾患、糖尿病の順に高い医療費となっています。

■生活習慣病関連医療費の構成比



※ 国保データベース (KDB) システム 「人口及び被保険者の状況」より

第3章 第2期特定健康診査等の取組み状況について

1. 特定健康診査の実施状況

特定健康診査は、40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者に対し実施しています。

平成25年度から平成29年度までの年度別の特定健康診査受診率の目標値及び実績は下記の表のとおりです。

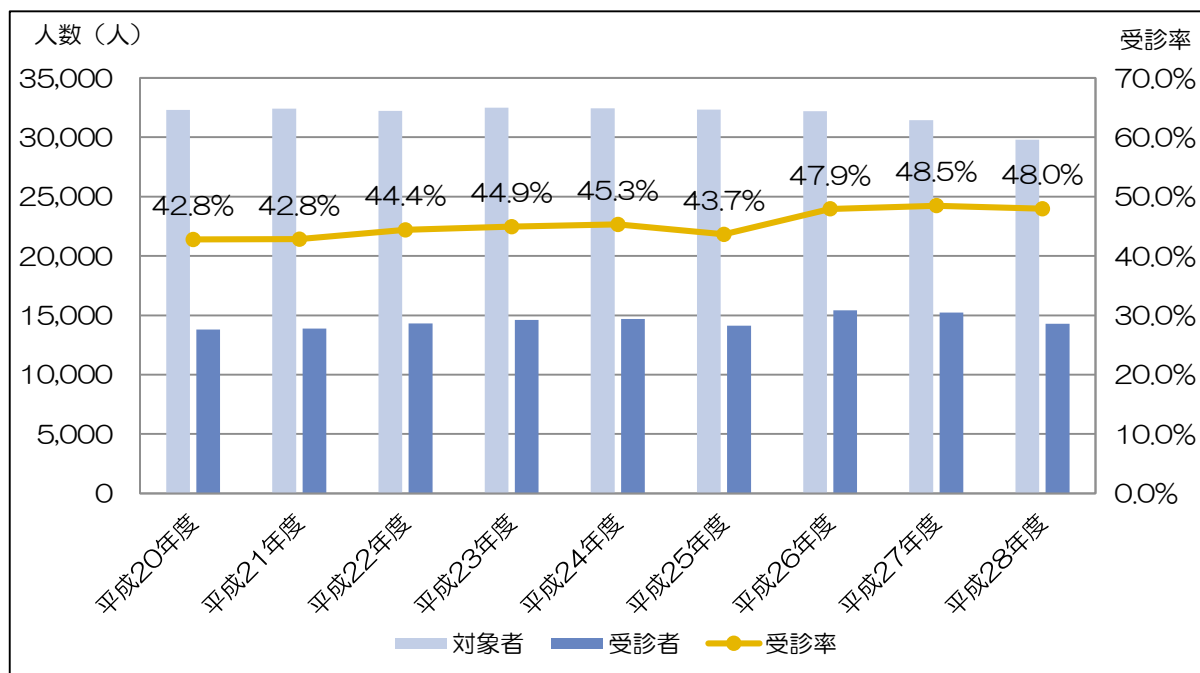
■ 特定健康診査受診率の平成25年度から平成29年度までの目標値

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査受診率 | 50% | 52% | 55% | 57% | 60% |

平成20年度当初は42.8%であった特定健康診査受診率は、平成28年度には48.0%に上昇していますが、目標値を下回る状況にあります。

■ 特定健康診査の受診率等

| | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査対象者(人) | A | 32,305 | 32,405 | 32,223 | 32,498 | 32,431 | 32,338 | 32,185 | 31,449 | 29,804 |
| 特定健康診査受診者(人) | B | 13,816 | 13,877 | 14,308 | 14,600 | 14,699 | 14,116 | 15,428 | 15,242 | 14,296 |
| 特定健康診査受診率 | B/A | 42.8% | 42.8% | 44.4% | 44.9% | 45.3% | 43.7% | 47.9% | 48.5% | 48.0% |

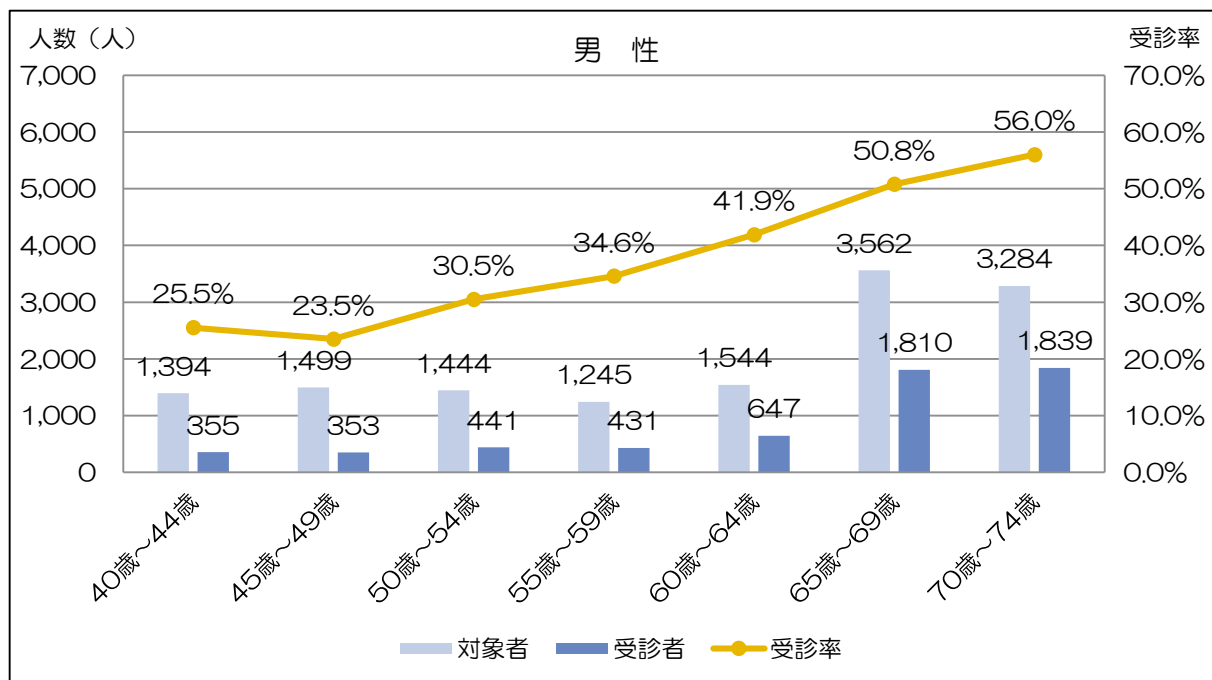


※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

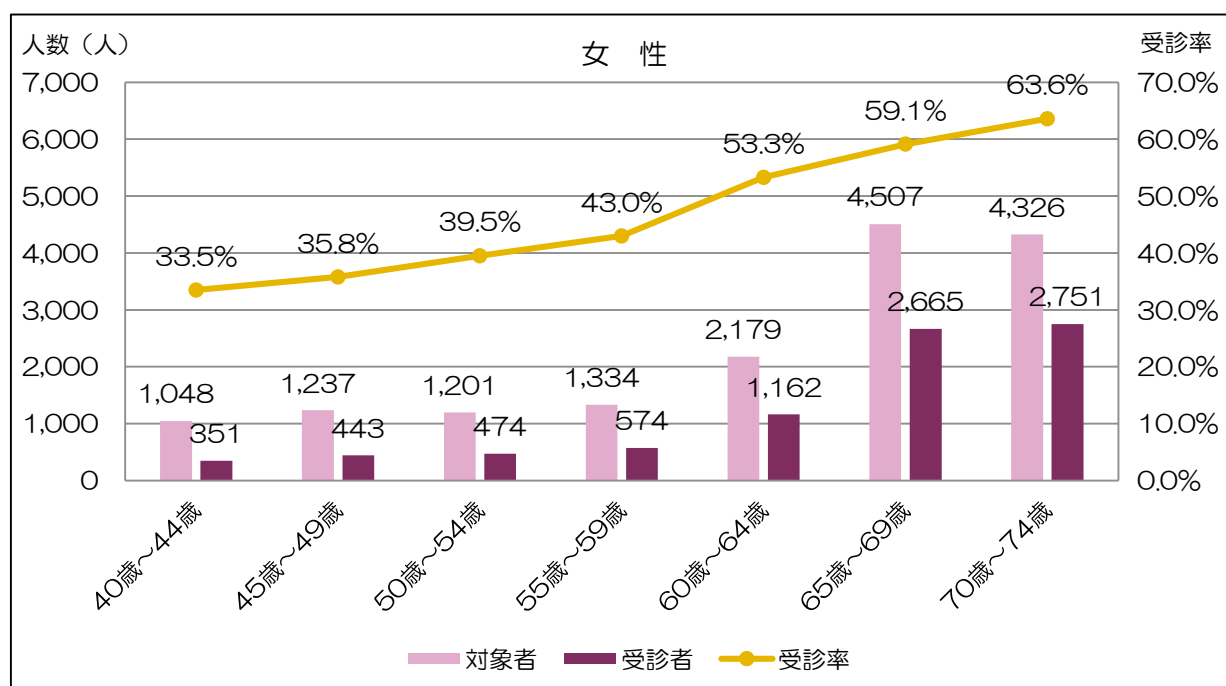
年齢階層別の受診状況を見ると、男女ともに年齢が上がると受診率が高くなる傾向がみられ、70歳～74歳では男性56.0%、女性63.6%となります。一方、40歳代・50歳代では平成28年度の全体の受診率48.0%以下に届かない状況にあります。

男女を比較すると、女性の方が受診者数・受診率ともに高い傾向にあります。

■年齢階層別特定健康診査受診率（平成28年度）



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム該当者、予備群者、非該当者のどの階層に該当するか判定することを「メタボリックシンドローム階層化判定」といいます。判定基準は下記表に示す通りで、生活習慣病発症のリスクが最も高い階層が「メタボリックシンドローム該当者」となります。

■メタボリックシンドローム階層化判定基準

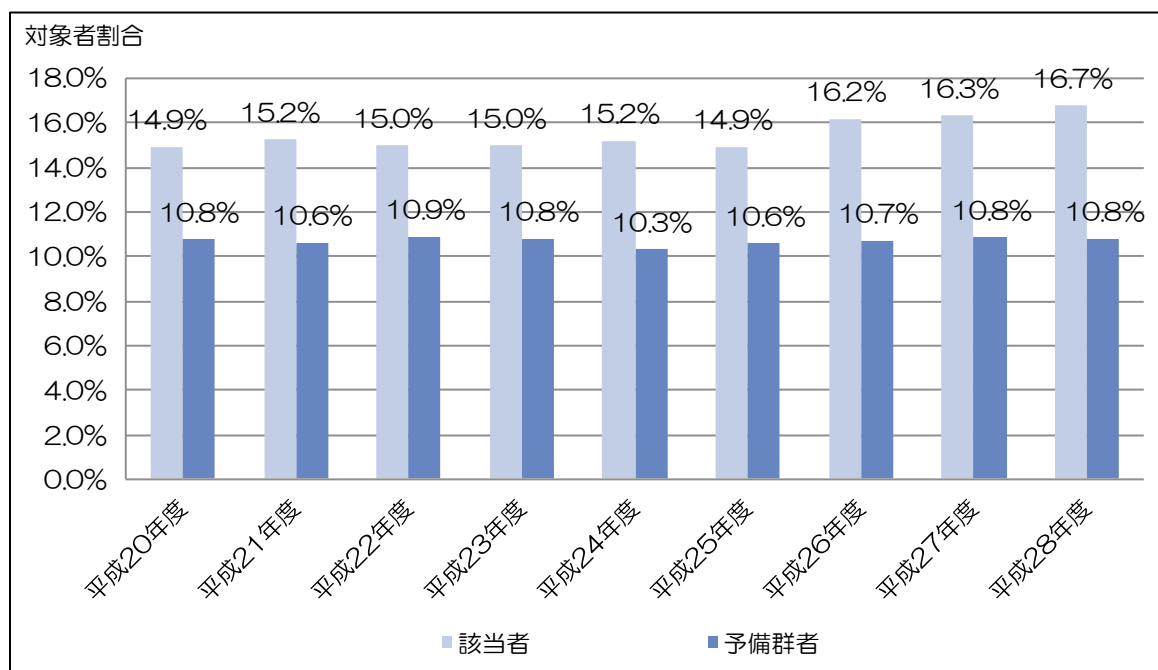
| | リスク | | | 階層化判定 |
|------------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| | ①血糖高値 | ②脂質異常 | ③血圧高値 | |
| (ア)腹囲が 男性：85cm 以上 女性：90cm 以上 | 2つ以上該当 | | | 該当者 |
| | 1つ該当 | | | 予備群者 |
| | 該当なし | | | 非該当者 |
| (イ)アに該当せず | | | | |

(リスク)

- ① 血糖高値 空腹時血糖 110mg/dL 以上 空腹時血糖がとれない場合はHbA1c (NGSP 値) 6.0% 以上もしくは服薬中
- ② 脂質異常 中性脂肪 150mg/dL 以上 又は HDL コレステロール 40mg/dL 未満もしくは服薬中
- ③ 血圧高値 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は 拡張期血圧 85mmHg 以上もしくは服薬中

メタボリックシンドローム該当者割合をみると、平成 20 年度から平成 28 年度の間でいずれも割合は 15%～16%前後のため、大きな変動はありません。またメタボリックシンドローム予備群者割合についても平成 20 年度から平成 28 年度の間で大きな変動はなく、約 10%程度となっています。

■メタボリックシンドローム該当者・予備群者割合推移

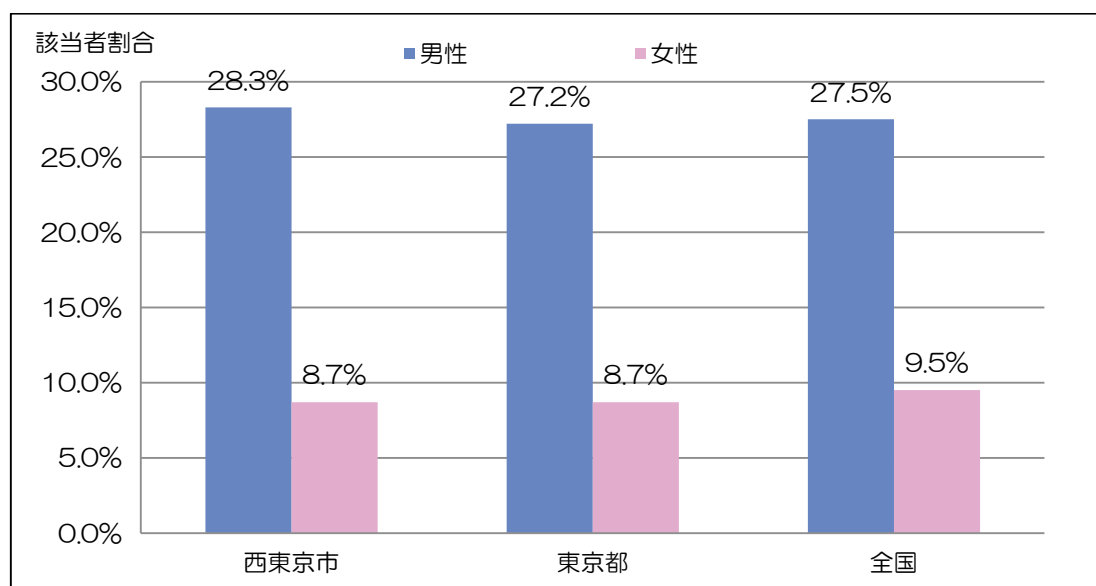


※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

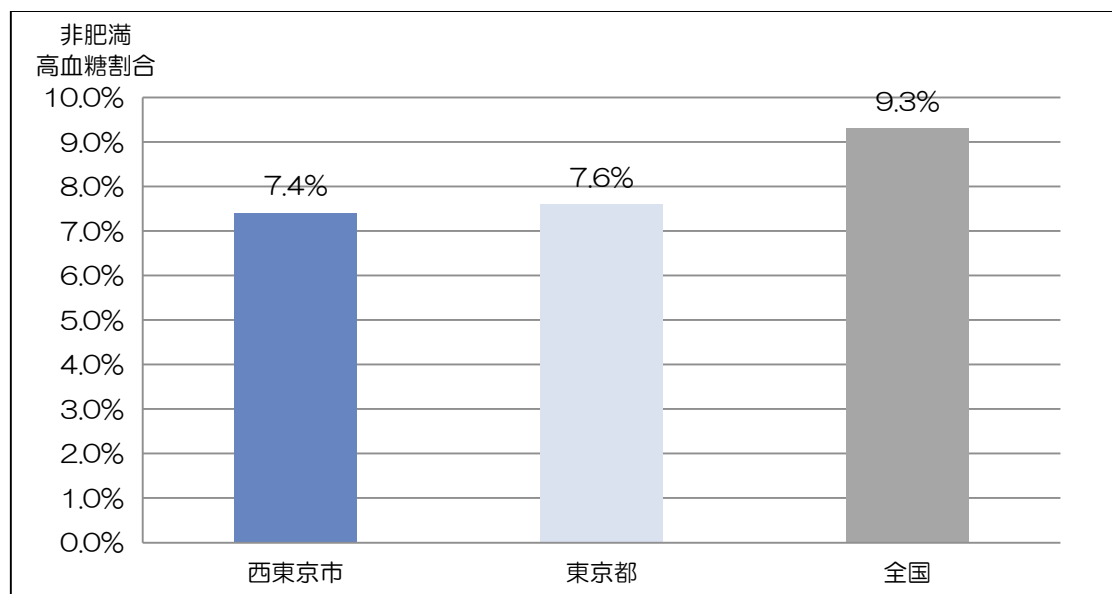
男女別メタボリックシンドローム該当者割合は、東京都及び全国と比較すると男女とも同水準です。また男性の該当者割合は、女性の約 3.3 倍となっています。

■メタボリックシンドローム該当者・予備群割合（平成 28 年度）

| | メタボ該当者割合 | | メタボ予備群者割合 | | 非肥満高血糖割合 |
|------|----------|------|-----------|------|----------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | |
| 西東京市 | 28.3% | 8.7% | 18.0% | 5.7% | 7.4% |
| 東京都 | 27.2% | 8.7% | 17.5% | 5.5% | 7.8% |
| 全国 | 27.5% | 9.5% | 17.2% | 5.8% | 9.3% |



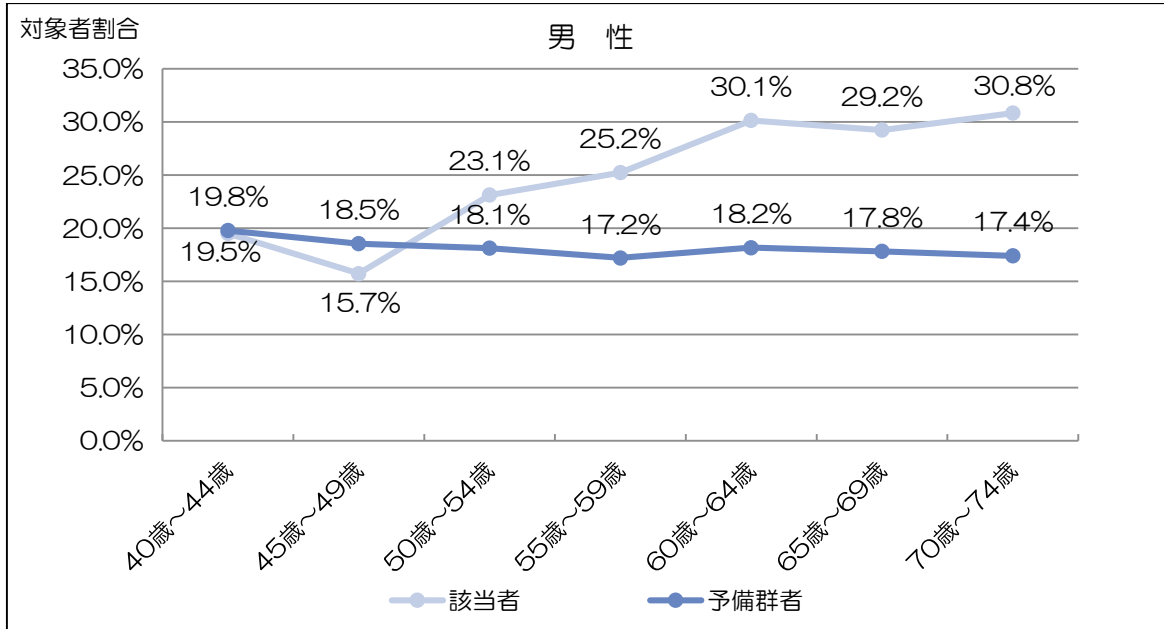
※国保データベース（KDB）システム 「地域の全体像の把握」より



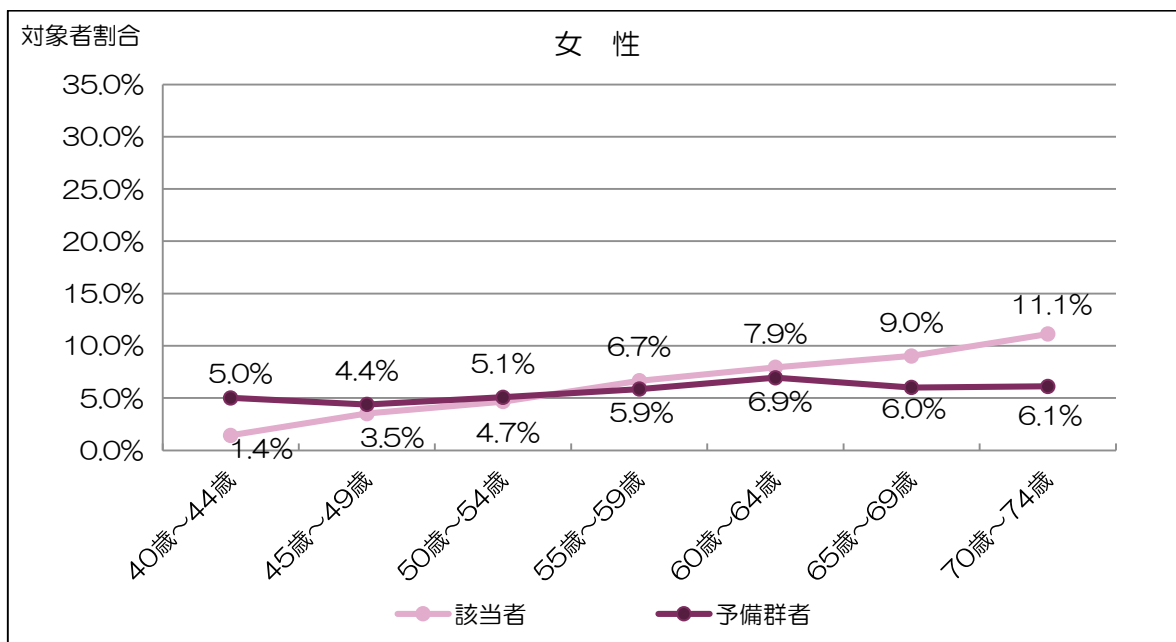
※国保データベース（KDB）システム 「地域の全体像の把握」より

年齢階層別メタボリックシンドローム該当者割合及び予備群割合は、男性は年齢が上がるにつれ該当者割合が増え、60歳以上では30%前後となっています。また女性は年齢が上がると該当者割合は高くなりますが、男性と比較すると低い傾向にあります。

■メタボリックシンドローム対象者割合（平成28年度）



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

特定健康診査の結果からどの支援階層に該当するか判定することを「特定保健指導階層化判定」といいます。判定基準は下記表に示す通りで、生活習慣の改善の必要性が高い順に「積極的支援」、「動機付け支援」、「情報提供」となります。

積極的支援・動機付け支援該当者を対象に行われる保健指導を特定保健指導といいます。

■特定保健指導階層化判定基準

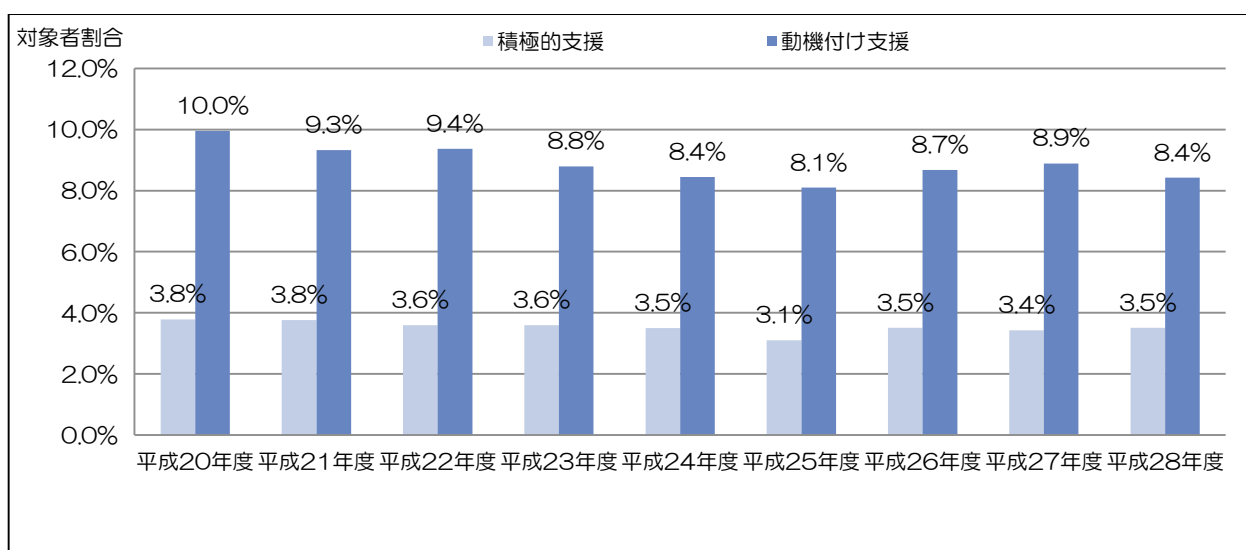
| | 追加リスク | | | ④喫煙歴 | 対象者年齢 | |
|---|--------|-------|-------|------|--------|--------|
| | ①血糖高値 | ②脂質異常 | ③血圧高値 | | 40～64歳 | 65～74歳 |
| (ア)腹囲が 男性：85cm以上 女性：90cm以上 ※服薬治療中の者は(ウ)ハ | 2つ以上該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | | | なし | | |
| (イ)上記以外でBMIが 25kg/m以上 ※服薬治療中の者は(ウ)ハ | 3つ該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 2つ該当 | | | なし | | |
| | 1つ該当 | | | | | |
| (ウ)ア・イに該当せず もしくは服薬治療中の者 | | | | | 情報提供 | |

(追加リスク)

- ① 血糖高値 空腹時血糖 100mg/dL 以上 空腹時血糖が取れない場合はHbA1c (NGSP 値) 5.6%以上
- ② 脂質異常 中性脂肪 150mg/dL 以上 又は HDL コレステロール 40mg/dL 以下未満
- ③ 血圧高値 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は 拡張期血圧 85mmHg 以上

■特定保健指導階層化該当者割合

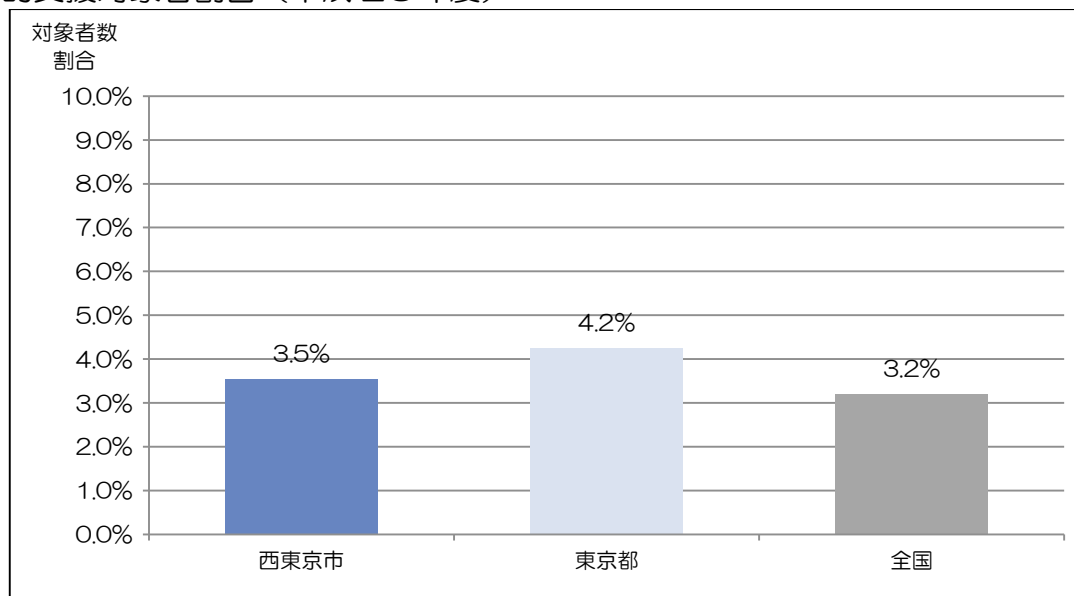
| 年度 | 健診受診者数 (人) | 積極的支援 対象者数 (人) | 積極的支援 対象者割合 | 動機付け支援 対象者数 (人) | 動機付け支援 対象者割合 | 特定保健指導 対象者数 (人) | 特定保健指導 対象者割合 |
|--------|---------------|-------------------|----------------|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 平成20年度 | 13,816 | 523 | 3.8% | 1,376 | 10.0% | 1,899 | 13.7% |
| 平成21年度 | 13,877 | 522 | 3.8% | 1,294 | 9.3% | 1,816 | 13.1% |
| 平成22年度 | 14,308 | 514 | 3.6% | 1,341 | 9.4% | 1,855 | 13.0% |
| 平成23年度 | 14,600 | 524 | 3.6% | 1,283 | 8.8% | 1,807 | 12.4% |
| 平成24年度 | 14,699 | 514 | 3.5% | 1,242 | 8.4% | 1,756 | 11.9% |
| 平成25年度 | 14,116 | 437 | 3.1% | 1,143 | 8.1% | 1,580 | 11.2% |
| 平成26年度 | 15,428 | 542 | 3.5% | 1,338 | 8.7% | 1,880 | 12.2% |
| 平成27年度 | 15,242 | 522 | 3.4% | 1,355 | 8.9% | 1,877 | 12.3% |
| 平成28年度 | 14,296 | 502 | 3.5% | 1,204 | 8.4% | 1,706 | 11.9% |



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

積極的支援対象者割合は全国とほぼ同水準ですが、東京都よりは低い傾向にあります。

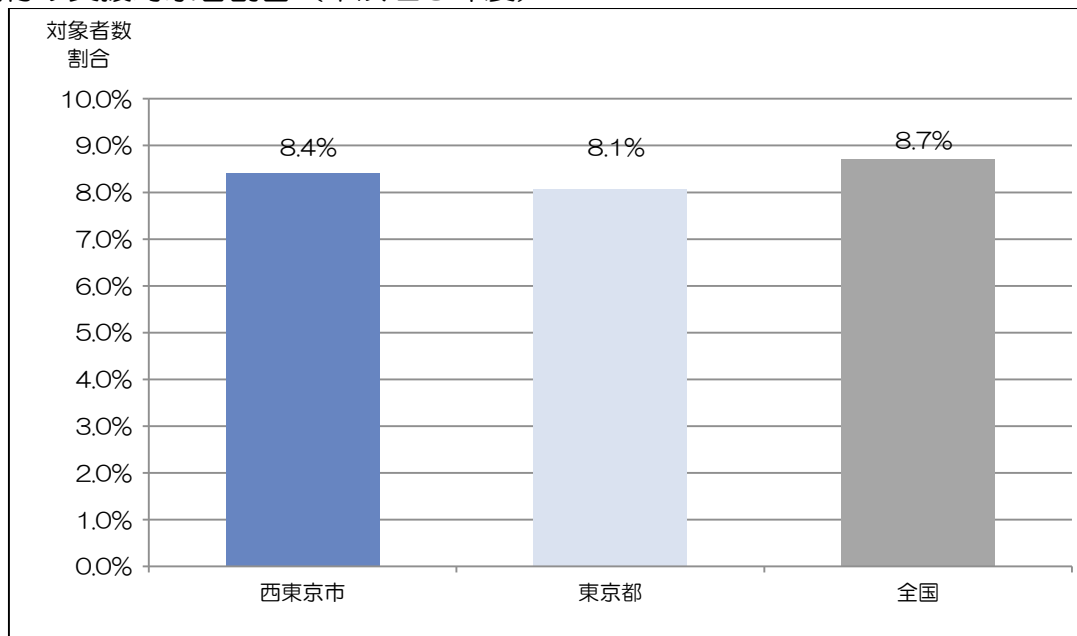
■積極的支援対象者割合（平成28年度）



※国保データベース（KDB）システム 「地域の全体像の把握」より

動機付け支援対象者割合は、東京都及び全国と比較し、ほぼ同水準です。

■動機付け支援対象者割合（平成28年度）

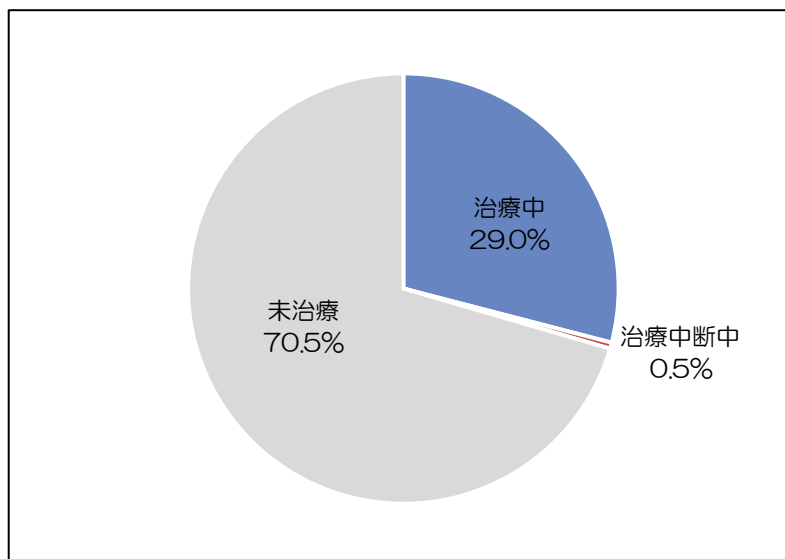


※国保データベース（KDB）システム 「地域の全体像の把握」より

特定健康診査未受診者の通院状況をみると、70.5%は生活習慣病で治療も行っていないため健康状態が不明、29.0%が高血圧症・糖尿病・脂質異常症の生活習慣病で投薬治療を行っています。またその他に治療を中断されている方が0.5%います。

■ 特定健康診査未受診者の治療状況

| | 状態 |
|-------|--|
| 治療中 | 生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）で通院し、投薬治療をしている対象者 |
| 治療中断中 | 生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）で過去に通院し、投薬治療をしていたが、治療を中断してしまっている対象者 |
| 未治療 | 生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）で通院していない対象者 |



※レセプトデータは医科、調剤の電子レセプトを集計。

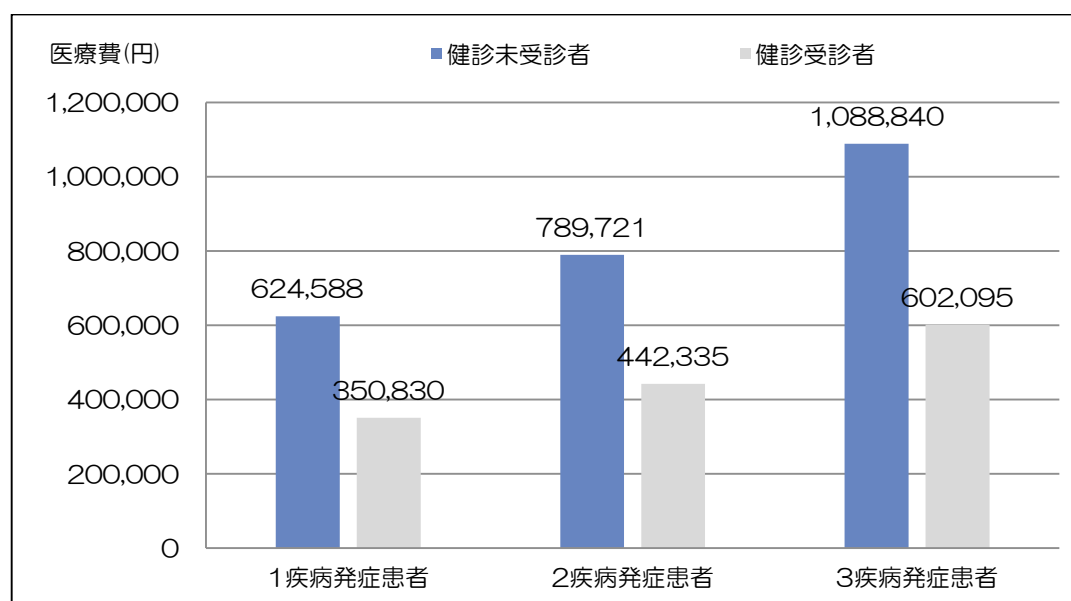
対象診療年月は平成28年4月～平成29年3月診療分(12カ月分)。

※健診データは平成28年4月～平成29年3月健診分(12カ月分)を集計。

特定健康診査未受診者の高血圧症・糖尿病・脂質異常症の生活習慣病患者の一人当たりの医療費状況は、特定健康診査受診者と比較すると、疾病を一つ発症している患者（1疾病発症患者）・疾病を二つ発症している患者（2疾病発症患者）・疾病を三つ発症している患者（3疾病発症患者）のいずれにおいても高額となっています。

■生活習慣病患者の一人当たり医療費

| | 健診未受診者（円） | 健診受診者（円） |
|------------|-----------|----------|
| 1 疾病発症患者 | 624,588 | 350,830 |
| 高血圧症 | 685,171 | 379,000 |
| 脂質異常症 | 443,554 | 301,348 |
| 糖尿病 | 673,882 | 419,784 |
| 2 疾病発症患者 | 789,721 | 442,335 |
| 高血圧症・糖尿病 | 1,166,222 | 532,925 |
| 糖尿病・脂質異常症 | 695,897 | 548,440 |
| 脂質異常症・高血圧症 | 671,614 | 411,674 |

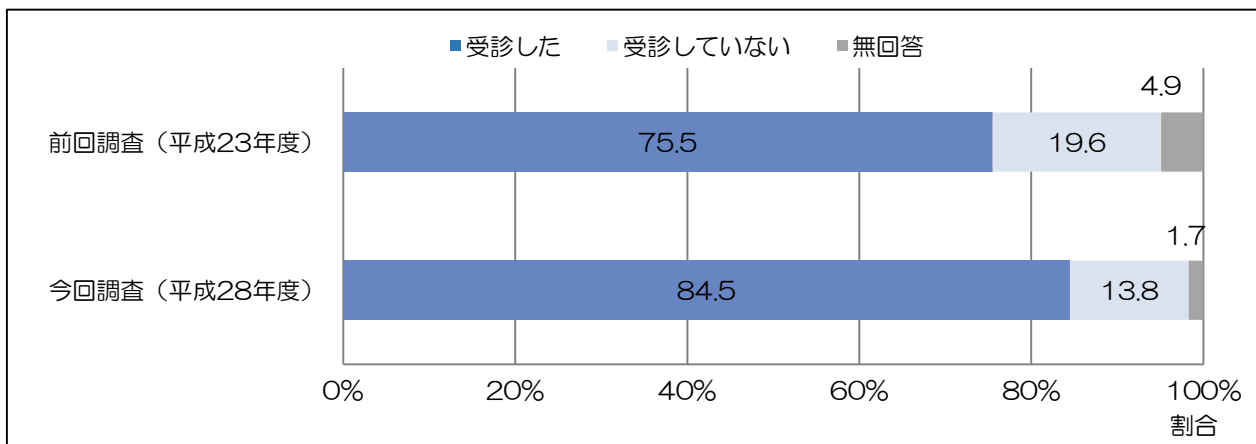


※レセプトデータは医科、調剤の電子レセプトを集計。
対象診療年月は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月診療分（12 ヶ月）。

2. 健康行動・受診行動の分析

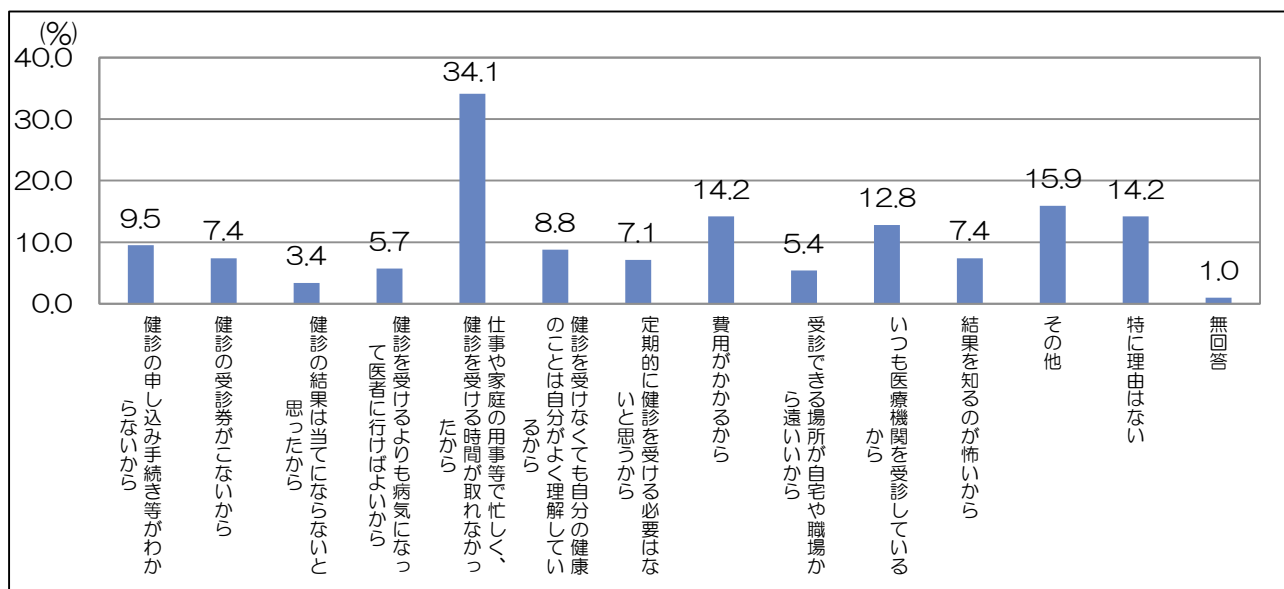
20 歳以上の市民のうち、何らかの健康診査を受診した人は 84.5%、受診していないまたは無回答の方が 15.5%となっています。健診を受診しない理由としては、「仕事や家庭の用事等で忙しい」「費用がかかる」「医療機関を受診しているから」という理由が多い結果となりました。

■20 歳以上の市民の健診受診状況



※西東京市健康づくり推進プラン評価・分析のためのアンケート調査データ集（平成 29 年 3 月）より

■20 歳以上の市民の健診未受診の理由



※西東京市健康づくり推進プラン評価・分析のためのアンケート調査データ集（平成 29 年 3 月）より

■年代別における市民の健診未受診の理由

| 年齢別 | 人数 | 健診の申し込み手続き等がわからないから | 健診の受診券がこないから | 健診の結果は当てにならないと思っただけ | 健診を受けるよりも病気になるのではないかと不安 | 仕事や家庭の用事等で忙しく、健診を受ける時間が取れなかつたから | 健診を受けなくても自分の健康のことは自分がよく理解しているから | 定期的に健診を受ける必要はないと思うから | 費用がかかるから | 受診できる場所が自宅や職場から遠いから | いつも医療機関を受診しているから | 結果を知るのが怖いから | その他 | 特に理由はない | 無回答 |
|----------|------|---------------------|--------------|---------------------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------|---------------------|------------------|-------------|------|---------|-----|
| 全体 (%) | 296人 | 9.5 | 7.4 | 3.4 | 5.7 | 34.1 | 8.8 | 7.1 | 14.2 | 5.4 | 12.8 | 7.4 | 15.9 | 14.2 | 1.0 |
| 20歳代 (%) | 30人 | 23.3 | 26.7 | 0.0 | 10.0 | 36.7 | 6.7 | 6.7 | 30.0 | 3.3 | 0.0 | 3.3 | 3.3 | 20.0 | 0.0 |
| 30歳代 (%) | 51人 | 21.6 | 9.8 | 2.0 | 2.0 | 47.1 | 9.8 | 3.9 | 23.5 | 2.0 | 3.9 | 9.8 | 19.6 | 9.8 | 0.0 |
| 40歳代 (%) | 58人 | 8.6 | 5.2 | 5.2 | 3.4 | 53.4 | 6.9 | 3.4 | 15.5 | 5.2 | 5.2 | 10.3 | 20.7 | 6.9 | 0.0 |
| 50歳代 (%) | 39人 | 7.7 | 2.6 | 0.0 | 5.1 | 35.9 | 2.6 | 5.1 | 5.1 | 10.3 | 12.8 | 10.3 | 12.8 | 23.1 | 2.6 |
| 60歳代 (%) | 53人 | 1.9 | 5.7 | 7.5 | 3.8 | 24.5 | 7.5 | 15.1 | 9.4 | 3.8 | 15.1 | 9.4 | 15.1 | 17.0 | 0.0 |
| 70歳代 (%) | 58人 | 1.7 | 3.4 | 3.4 | 12.1 | 12.1 | 15.5 | 8.6 | 5.2 | 6.9 | 32.8 | 0.0 | 17.2 | 12.1 | 3.4 |
| 無回答 (%) | 7人 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 14.3 | 14.3 | 0.0 | 28.6 | 14.3 | 14.3 | 14.3 | 14.3 | 28.6 | 0.0 |

※西東京市健康づくり推進プラン評価・分析のためのアンケート調査データ集（平成 29 年 3 月）より

3. 特定健康診査受診率向上のための取組みとその結果

第2期特定健康診査等実施計画のもと、特定健康診査の受診率向上のための取組みとして、各種施策を実施してきました。

■特定健康診査受診率向上施策

| | 事業内容 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 周知・啓発 | 受診券・案内パンフ全員発送 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 受診券（がん検診案内一体型） | — | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 市報・HP・医療機関等での周知 | — | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 未受診者勧奨 | 文書勧奨 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(1) 周知・啓発

周知・啓発事業として、主に下記事業を実施しました。

■周知・啓発事業

| 事業内容 | 概要 |
|-----------------|--|
| 市報・HP・医療機関等での周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月の市報に掲載 ・市内の掲示板にポスターを掲載 ・庁舎ロビーでPR動画を放送 |

(2) 未受診者勧奨

特定健康診査未受診者に対して、文書による受診勧奨を実施しました。

受診勧奨の対象者数は下記の表の通りです。

■受診勧奨対象者数

| 事業内容 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 文書勧奨（人） | 23,209 | 14,238 | 6,738 | 6,019 | 5,598 |

受診勧奨の送付対象者は、40歳、41歳の全員及び、その他の年齢については下記の表の通りです。

■受診勧奨対象者の条件

| 事業内容 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|-----------|-------------|-----------------------------------|----------|----------|
| 送付対象者の条件 | 過去に受診がない方 | 過去に1度は受診した方 | 過去に1度は受診してかつ直近の過去2年間で連続して受診していない方 | | |

4. 特定保健指導の実施状況

特定健康診査の結果に基づき、積極的支援及び動機付け支援の該当者に対し、特定保健指導を実施しました。平成25年度から平成29年度までの年度別の特定保健指導実施率の目標値及び実績値を下記の表に示します。

■ 特定保健指導実施率の平成25年度から平成29年度までの目標値

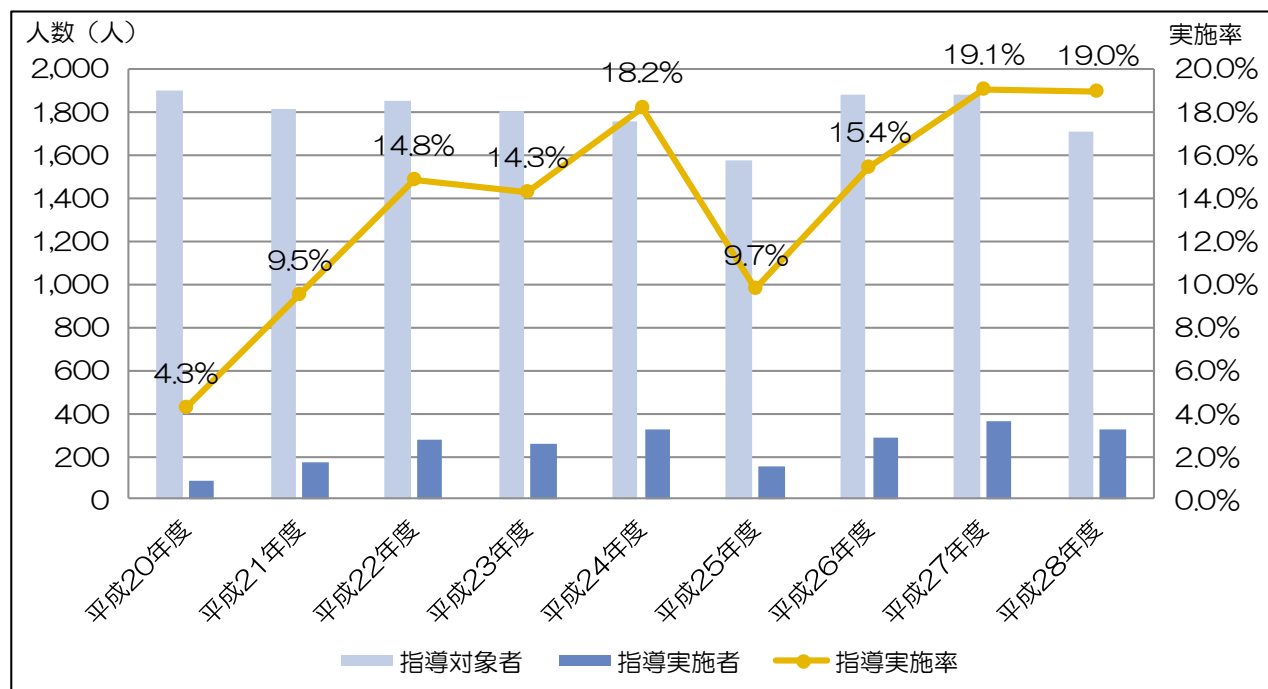
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導実施率 | 30% | 35% | 40% | 50% | 60% |

(1) 実施状況

特定保健指導実施率は、平成20年度当初は4.3%でしたが、平成28年度は19.0%となっています。目標値を下回る状況にあります。

■ 特定保健指導の実施率

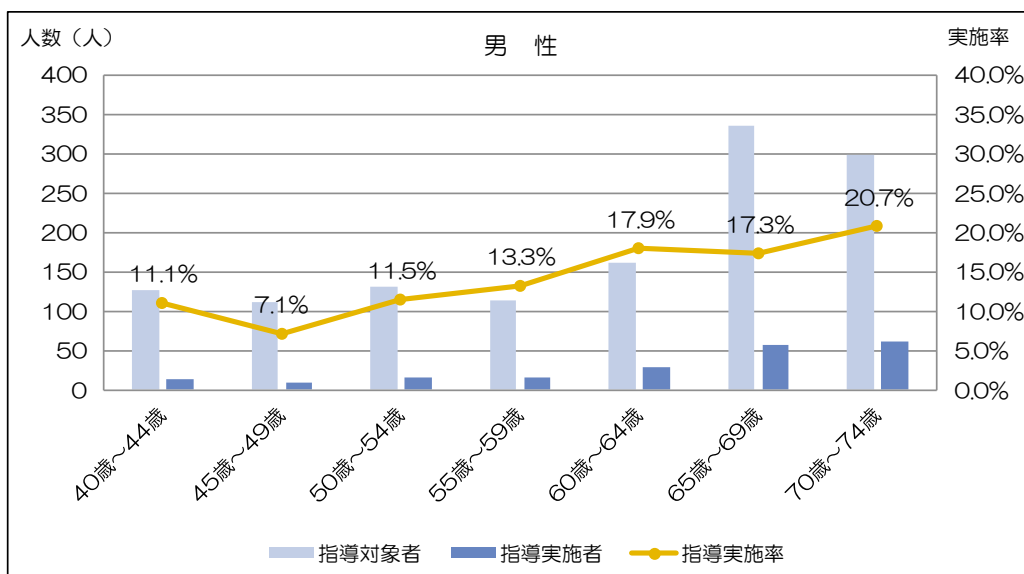
| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導対象者(人) A | 1,899 | 1,816 | 1,855 | 1,807 | 1,756 | 1,580 | 1,880 | 1,877 | 1,706 |
| 初回面接利用者(人) B | 181 | 351 | 232 | 218 | 342 | 248 | 306 | 356 | 287 |
| 初回面接利用率 B/A | 9.5% | 19.3% | 12.5% | 12.1% | 19.5% | 15.7% | 16.3% | 19.0% | 16.8% |
| 特定保健指導実施者(人) C | 81 | 173 | 275 | 258 | 320 | 154 | 290 | 358 | 324 |
| 特定保健指導実施率 C/A | 4.3% | 9.5% | 14.8% | 14.3% | 18.2% | 9.7% | 15.4% | 19.1% | 19.0% |



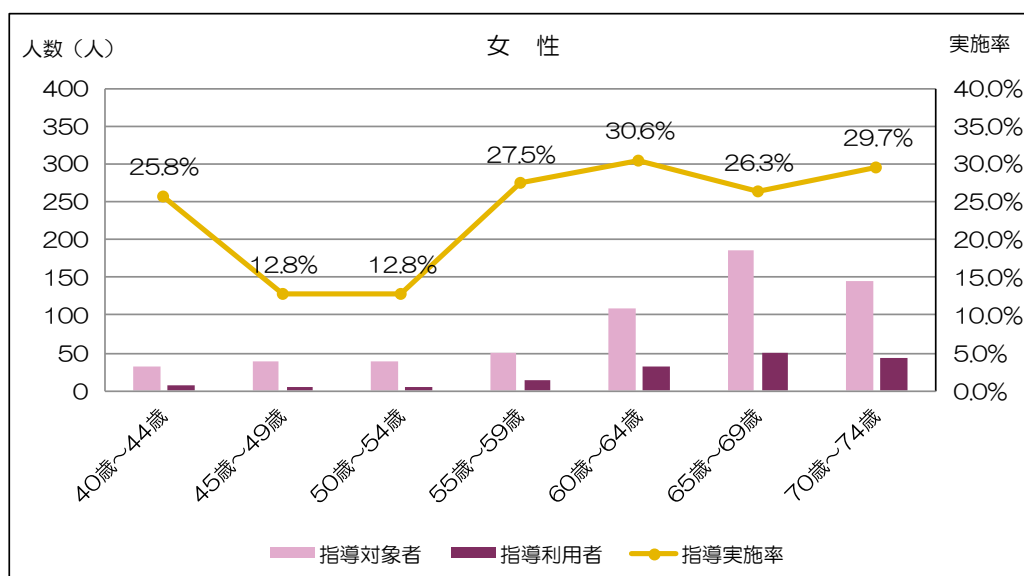
※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

年齢階層別実施状況は、男性は年齢が上がると実施率も上がる傾向があります。女性は対象者数も少ないため年齢階層による実施率にばらつきがあります。

■年齢階層男女別特定保健指導実施率（平成28年度）



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より



※特定健診等データ管理システム 「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

(2) 未受診者勧奨

特定保健指導未受診者に対して、電話・文書による受診勧奨を実施しました。

■受診勧奨対象者

| 事業内容 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 文書勧奨 (人) | 367 | 1,289 | 1,917 | 521 |
| 電話勧奨 (人) | 1,267 | 2,423 | 1,917 | 2,133 |

5. 特定健康診査等の実施課題のまとめ

課題 1

特定健康診査受診率は年々増加していますが、目標値に達していません。
特定健康診査を受診しやすい環境をつくる必要があります。

課題 2

特定健康診査の受診勧奨は、過去に特定健康診査を受診したことがある方を優先して行ってきましたが、目標に達していません。
一度も受診したことのない方に対しても、未受診の理由を想定した効果的・効率的な勧奨を実施する必要があります。

課題 3

特定保健指導実施率が伸び悩んでいます。
特に実施効果の高い若年の実施率が低い状況にあり、生活習慣病予防の観点からも保健指導が重要であることを周知していく必要があります。

第4章 第3期特定健康診査等の実施目標

1. 特定健康診査等実施目標

平成 28 年度の特定健康診査の受診率が 48.0%であることから、国が設定した目標値をもとに、平成 30 年度の目標受診率を 50%とし、平成 35 年度に国が設定した 60%を達成するため、下記の表に示すとおり実施率を設定します。

また特定保健指導の実施率は、平成 28 年度の特定保健指導の実施率が 19.0%であることから、平成 30 年度の目標実施率を 25%とし、平成 35 年度に国が設定した 60%を達成するため、特定健康診査と同様に実施率が上がるよう目標値を設定します。

なお、特定保健指導対象者の減少率につきましても、平成 35 年度に国が設定した平成 20 年度比で減少率 25%以上を達成するために本事業を推進します。

■特定健康診査等実施目標

| 項目 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 | 国の目標値 (平成 35 年度) |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 特定健康診査受診率 | 50% | 52% | 54% | 56% | 58% | 60% | 60% |
| 特定保健指導実施率 | 25% | 30% | 35% | 40% | 50% | 60% | 60% |
| 特定保健指導対象者の減少率 (平成 20 年度比) | 20% | 21% | 22% | 23% | 24% | 25% | 25% |

2. 目標達成に向けた推進策

これまでの特定健康診査等実施状況や、「第3章 5. 特定健康診査等の実施課題のまとめ」を踏まえて、下記施策について取組みます。

(1) 特定健康診査受診率向上施策

■特定健康診査受診率向上施策

| 取り組み | 内容・目的 |
|-----------------------|--|
| 受診勧奨リーフレットの配布 | 国民健康保険加入者に対し、受診勧奨リーフレットを配布します。あわせて無料で特定健康診査が受診できることを周知します。 |
| 市報・HP・ポスターの掲示 | 近隣の医療機関、市内掲示板にポスターを掲示し、受診勧奨を行います。 |
| 未受診者の方に対する受診勧奨通知の個別送付 | 未受診者に対する効果的な個別受診勧奨通知を発送します。 |
| 未受診者の方が受診しやすい環境づくり | 受診者の利便性を向上させるため、実施機関との連携を強化し実施方法・実施機関について適宜、見直しや拡充を図ります。 |

(2) 特定保健指導実施率向上施策

■特定保健指導実施率向上施策

| 取り組み | 内容・目的 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 未受診者の方に対する受診勧奨電話 | 未受診者の方に対し、電話による受診勧奨を行います。 |
| 未受診者の方に対する受診勧奨通知の送付 | 未受診者の方に対し、受診勧奨の通知を送付します。 |
| 特定健康診査の受診日に、特定保健指導の初回面接を行うことの検証 | 集団健診当日に、特定保健指導の初回面談が実施可能か検証します。 |

第5章 第3期特定健康診査等の対象者

1. 特定健康診査の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者

特定健康診査の対象者は、特定健康診査の実施年度の一年間を通じ西東京市国民健康保険に加入している(年度途中での加入・脱退等異動のない方)40歳～74歳の方とします。

なお、以下に該当する方は、特定健康診査の実施の対象外とします。

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている方
- ③ 国内に住所を有しない方
- ④ 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる方
- ⑤ 病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している方
- ⑥ 「高齢者の医療の確保に関する法律<第55条第1項第2号から第5号まで>」に規定する施設に入所又は入居している方

(2) 対象者数の算定

人口推計及び西東京市国民健康保険の過去の平均加入率より、特定健康診査対象者数を推計しました。

受診者数については、特定健康診査対象者数に目標受診率を乗じて推計しました。

■ 特定健康診査対象者数

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査 対象者数推計(人) | 28,436 | 27,953 | 27,477 | 27,010 | 26,551 | 26,100 |
| 【再掲】 目標受診率 | 50% | 52% | 54% | 56% | 58% | 60% |
| 特定健康診査 受診者数推計(人) | 14,218 | 14,536 | 14,838 | 15,126 | 15,400 | 15,660 |

2. 特定保健指導の対象者数

(1) 特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果を用いて、下記の基準により「積極的支援対象者」「動機付け支援対象者」の選定を行い、特定保健指導を実施します。

■ 特定保健指導階層化判定基準（再掲）

| | 追加リスク | | | ④喫煙歴 | 対象者年齢 | |
|--|--------|-------|-------|------|---------|---------|
| | ①血糖高値 | ②脂質異常 | ③血圧高値 | | 40～64 歳 | 65～74 歳 |
| (ア) 腹囲が 男性：85cm 以上 女性：90cm 以上 ※服薬治療中の者は(ウ)へ | 2つ以上該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 1つ該当 | | | なし | | |
| (イ) 上記以外でBMIが 25kg/m ² 以上 ※服薬治療中の者は(ウ)へ | 3つ該当 | | | あり | 積極的支援 | 動機付け支援 |
| | 2つ該当 | | | なし | | |
| | 1つ該当 | | | | | |
| (ウ) ア・イに該当せず もしくは服薬治療中の者 | | | | | 情報提供 | |

(追加リスク)

- ① 血糖高値 空腹時血糖 100mg/dL 以上 空腹時血糖が取れない場合はHbA1c (NGSP 値) 5.6%以上
- ② 脂質異常 中性脂肪 150mg/dL 以上 又は HDL コレステロール 40mg/dL 以下未満
- ③ 血圧高値 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は 拡張期血圧 85mmHg 以上

(2) 対象者数の算定

特定健康診査実施見込数に過去の特定保健指導対象者の発生率を乗じて推計しました。
実施者数については、特定保健指導対象者数に目標実施率を乗じて推計しました。

■ 特定保健指導対象者数（動機付け支援）

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 動機付け支援 対象者数推計 (人) | 1,209 | 1,236 | 1,261 | 1,286 | 1,309 | 1,331 |
| 【再掲】 目標実施率 | 25% | 30% | 35% | 40% | 50% | 60% |
| 動機付け支援 実施者数推計 (人) | 302 | 371 | 441 | 514 | 655 | 799 |

■ 特定保健指導対象者数（積極的支援）

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 平成 33 年度 | 平成 34 年度 | 平成 35 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 積極的支援 対象者数推計 (人) | 483 | 494 | 504 | 514 | 524 | 532 |
| 【再掲】 目標実施率 | 25% | 30% | 35% | 40% | 50% | 60% |
| 積極的支援 実施者数推計 (人) | 121 | 148 | 176 | 206 | 262 | 319 |

第6章 第3期特定健康診査等の実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

(1) 実施場所・実施時期

■特定健康診査の実施場所・実施時期

| 市分 | 実施場所 | 実施時期 |
|---------------|----------------------------|----------|
| 個別健診 | 市内指定医療機関 | 7月～12月中旬 |
| 集合健診 | 田無総合福祉センター 保谷保健福祉総合センター | 9月 |
| 人間ドック 脳ドック | 市の指定医療機関 | 7月～12月中旬 |

(2) 実施医療機関

対象者の受診機会確保の観点から、市内及び近隣市の指定医療機関とします。

(3) 実施項目

■特定健康診査の実施項目

| 市分 | 項目内容 | |
|----------|--------|---|
| 基本的な健診項目 | 問診 | 既往歴、服薬歴、喫煙習慣など |
| | 理化学的検査 | 身体診察（視診、打聴診、触診） |
| | 身体測定 | 身長、体重、BMI、腹囲 |
| | 血圧測定 | 収縮期血圧、拡張期血圧 |
| | 肝機能検査 | AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP） |
| | 血中脂質検査 | 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、Non-HDLコレステロール |
| | 血糖検査 | 空腹時血糖、HbA1c、随時血糖 |
| | 尿検査 | 尿糖、尿蛋白 |
| | 腎機能検査 | 尿酸 |
| 詳細な健診項目※ | 貧血検査 | 赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値 |
| | 腎機能検査 | 血清クレアチニン（eGFRによる腎機能の評価含む） |
| | 心電図検査 | |
| | 眼底検査 | |

※詳細な健診項目：一定の判断基準の下に医師が必要と認めた場合に実施する健診項目
：平成30年度から、血清クレアチニン検査が追加されました

(4) 特定健康診査受診の費用

特定健康診査の自己負担金は無料とします（人間ドックとして行う場合、差額負担金があります）。

(5) 周知・案内方法

① 特定健康診査受診券の送付

特定健康診査の対象者に対して、受診券を送付しています。

■ 特定健康診査受診券の送付時期

| 誕生月 | 送付月 | 勧奨受診月 |
|----------|-----|----------|
| 4～9月生まれ | 6月 | 7・8・9月 |
| 10～3月生まれ | 7月 | 9・10・11月 |

② 周知の方法

市報「広報西東京」や毎年度4月に各戸配布をする「西東京市健康事業ガイド」、西東京市ホームページへの掲載、その他リーフレット・ポスターなどにより、特定健康診査の案内を行います。

③ 受診勧奨通知の送付

若年層の受診勧奨として40歳、41歳の方に勧奨通知を送付します。また、未受診者の方に対して特定健康診査の必要性を理解してもらうため勧奨通知を送付します。

(6) 受診方法

- ① 特定健康診査受診対象者は、実施期間内に国民健康保険者証と特定健康診査受診券を持参の上、健診実施医療機関へ直接予約をし、受診します。（自己負担額なし）
- ② 健診実施医療機関は国民健康保険の資格を確認の上、健診を実施します。
- ③ 市が実施する特定健診にかえて、市の指定医療機関において人間ドック及び脳ドックを希望する時は、特定健康診査を実施したものとみなします。

(7) 健診結果の通知方法

- ① 医療機関での特定健康診査受診者には医師から健診結果の説明を行うとともに、結果通知を提示します。
- ② 集団健診で特定健康診査受診者には、個別に結果通知を通知します。

2. 特定保健指導の実施方法

■ 特定保健指導の実施機関・実績評価

| 実施機関 | 区分 | 実績評価 |
|-------------|--------|---|
| 特定保健指導委託事業者 | 動機付け支援 | 行動計画作成の日から3ヶ月経過後に実施する。 |
| | 積極的支援 | 行動計画作成の日から6ヶ月経過後に実施する。ただし、継続的な支援を180ポイント以上実施した場合は、行動計画の策定の日から3ヶ月以上経過後に、実績評価をすることができる。 |

(1) 実施体制

特定健康診査と同様に国の定める基準に基づき特定保健指導委託事業者を選定し、特定保健指導を委託により実施します。

(2) 実施内容

生活習慣病に移行させないことを目的に、対象者自身が健診結果を理解した上で体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定します。併せて対象者が自ら実践できるよう支援することで、健康に関するセルフケア（自己管理）の実現を目的とします。

そのために、身につける必要がある生活習慣・課題・目標を特定保健指導実施者と対象者が共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てることができる支援プログラムを導入し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用した行動変容のきっかけづくりを実施します。

(3) 実施方法

特定保健指導実施対象者に、特定保健指導利用券・案内等を送付します。

3. 代行機関

代行機関は、医療保険者の負担を軽減するため、医療保険者に代わって、多数の健診・保健指導機関と医療保険者の間に立ち、費用決済や健診・保健指導データをとりまとめる機関を指します。

本市国民健康保険にかかる代行機関は、東京都国民健康保険団体連合会となります。

4. 特定保健指導対象者の重点化

予防効果が高い年齢（40歳代・50歳代）の特定保健指導実施率が低く、60歳から医療費が急増する傾向がみられることから、予防効果が高い年齢への利便性向上やニーズに対応するため、プログラムの充実、休日利用が可能な体制を構築します。

5. 年間スケジュール

| 区分 | | 特定健康診査 | 特定保健指導 | その他 | | |
|------|-----|-----------------|-----------------|--------|-------------------|-----------|
| 実施年度 | 4月 | | | ・広報の実施 | | |
| | 5月 | | | | | |
| | 6月 | ◆受診券発送 | | | | |
| | 7月 | 特定健康診査（人間ドック含む） | | ・広報の実施 | | |
| | 8月 | | ◆特定健康診査 集団検診 | | | |
| | 9月 | | ◆受付開始 初回面談 | | | |
| | 10月 | | 特定保健指導 | | ・翌年度事業検討 ・予算編成 | |
| | 11月 | | | | | |
| | 12月 | | | | | |
| | 1月 | | | | | |
| | 2月 | | | | | ・今年度事業の評価 |
| | 3月 | | | | | |
| 翌年度 | 4月 | | | 翌年度 | | |
| | 5月 | | | | | |
| | 6月 | | | | | |
| | 7月 | | | | | |
| | 8月 | | | | | |
| | 9月 | ◆評価 | | | | |

第7章 個人情報保護

特定健康診査等に関わる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「西東京市個人情報保護条例」に基づいて取り扱います。

また、特定健康診査等に関わる業務を外部に委託する際は、個人情報の厳正な管理や、目的外利用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。

第8章 特定健康診査等実施計画の公表・周知方法

本計画は、ホームページに掲載し、情報公開コーナーに配置します。

第9章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し方法

1. 基本的な考え方

生活習慣病有病者及びその予備群の減少を図るためには、本計画に基づき、特定健康診査等の受診率向上と事業内容の充実・改善に向けた継続的な取り組みが不可欠です。

そのため、具体的な評価内容を設定し、事業の実施状況及び成果に関する評価を毎年度実施するとともに、経年的な分析・評価を行います。

2. 評価方法

(1) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

第4章において設定した毎年度の目標値において、前年度の結果としての受診率等を翌年度に確認し、達成度を把握します。

(2) 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導及びその他の保健事業の効果を検証するための指標として、特定保健指導対象者の減少率を用いて把握します。

(3) その他（実施方法・内容・スケジュール）

目標値達成のために定めた実施方法・内容・スケジュール等について、計画通りに進められたか評価します。

第 10 章 その他

1. 他の検診との連携

健康増進法に基づき行うがん検診等とも可能な限り連携し、実施します。

2. 実施体制

関係機関と連携しながら、事業を推進します。

第3期西東京市国民健康保険特定健康診査等実施計画
平成30(2018)年度～35(2023)年度

平成30年3月発行

編集・発行 西東京市 市民部 保険年金課

住所 〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

電話 042-464-1311（代表）